

## 別紙1 参考様式

### 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
北本市	C地区(北原、荒上手、宮岡、鳥の木、河岸、丸山、北袋、谷足、荒久保)	3年5月18日	

#### 1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	106. 2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	62. 8ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	34. 0ha
i  うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	10. 1ha
ii  うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	5. 6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7ha
(備考)原則的には、農業委員会が仲介して、貸し出し意向の農地は中心経営体及び認定農業者で引き受けれる。耕作に適さない農地は引き受けない場合がある。	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

#### 2 対象地区的課題

75才以上で後継者未定の農業者の耕地面積が10. 1haあり、農地の新たな受け手の確保が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

#### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体及び認定農業者が担うほか、認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	○○○○	果樹	1 ha	果樹	2 ha	C地区
認農	●●●●	麦作	7 ha	麦作	8 ha	C地区
認農	△△△△	露地野菜	1 ha	露地野菜	3 ha	C地区
認就	▲▲▲▲	露地野菜	1 ha	露地野菜	2 ha	C地区
認就	□□□□	露地野菜	1 ha	露地野菜	2 ha	C地区
認農	■■■■■	施設野菜	9 ha	施設野菜	10 ha	C地区
計	6人		20 ha		27 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向  
農業委員会で相談を受ける。

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

農地集積・集約化への取組方針

農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の向上に取り組む。

法人化への取組方針

家族経営から脱却して、法人化に取り組む。法人の新規参入に取り組む。

新規就農者の取組方針

新規就農者の受け入れのきっかけ及びサポートに取り組む。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。